

平成 26 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ながの東急百貨店
代表者名 取締役社長 楠野 創
(コード:9829 東証 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役
業務本部長 田力 祐志
(TEL 026-226-8181)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、現状に即した内容及び表現への変更を行うため、一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、改定後の内容は下記のとおりであります。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的
に開催し、「コンプライアンスマニュアル」の制定・改正に関する事項、内部監査や改善措置等に関する
事項及び各部門におけるコンプライアンスの実践状況等に関する事項等を協議、決定する。また、コ
ンプライアンス担当部署をコンプライアンス委員会の事務局とする。
 - (2) 各部門に「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライア
ンス活動を推進する。
 - (3) 取締役、管理職、一般社員等に対し、必要な研修や周知を定期的
に実施する。また、関連する法規の制
定・改正時や当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修
を実施する。
 - (4) 「コンプライアンス相談窓口」の運用規程に則り、その適切な運用にあたり、東急百貨店グル
ープコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインも含め、使用人にその周知徹底を図る。
 - (5) 内部監査担当部署により、監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を経営層に
報告する。
 - (6) 反社会的勢力及び団体とは取引や利益供与はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、弁護士、警察当
局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための活動を推進する。
 - (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 1. に規定するコンプライアンス委員会において、リスク管理項目等の設定、各部門におけるリスク
管理の実践状況等に関する事項及び事件、事故等の緊急事態発生時の対応に関する事項等を協議、決定
する。
 - (2) 設定されたリスク管理項目についての責任の所在を明確にするため、「リスク管理担当部門」を定める。
 - (3) 大規模な事故、災害等が発生又は発生する恐れが生じた場合は、社長を対策本部長とし、必要な人員で
組織する「危機対策本部」を設置するとともに、危機対応のための組織、規程を整備し、使用人にその
周知徹底を図る。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他情報の保存及び管理に関する社内規程等を適切に維持管理すると
ともに、法令及び社内規程等に基づいて適切な保存及び管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や全社的なプロジェクトなどの重要事項について検討、決定するため、経営会議等を有効的に活用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ会社（以下「グループ会社」という。）は次のとおりとする。

・株式会社北長野ショッピングセンター

(2) グループ会社において、社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的で開催するとともに、「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。

(3) グループ会社において、「ながの東急百貨店行動規範」を受けた「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を策定し、定期的な研修等により、使用人に周知徹底を図る。

(4) 当社の「コンプライアンス相談窓口」、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインをグループ会社の相談窓口とすることとし、グループ会社使用人にその周知徹底を図る。

(5) グループ会社独自の業務の適正化のための体制の整備について、定期的なモニタリングを実施するとともに、必要な助言、支援を行う。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、当該使用人を置くことができるものとする。なお、当該使用人の任命、異動については、監査役と事前に協議することとする。

(2) 監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事考課は監査役が行うこととする。

7. 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制

(1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議への監査役の出席の機会を確保する。

(2) 重要リスク等に関し、監査役に報告し、リスク管理の状況について監査役と協議するとともに、内部監査に関し、その監査結果の報告等を定期的に行い、内部監査担当部署と監査役の緊密な連携を保つこととする。

8. その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 東急グループ各社の監査役と監査方針、監査方法などの協議及び情報交換を行うため、東京急行電鉄株式会社が主催する「東急グループ常勤監査役会議」及び「連結会社常勤監査役連絡会」へ監査役が出席するにあたり、情報提供などの協力を行う。

(2) 監査役及び会計監査人と会計監査実施状況等の監査に関する情報の交換を定期的に行うこととする。

以 上

[本件に関するお問合せ先]
内部統制・コンプライアンス
統括マネジャー 柳 正人
TEL 026-226-8606